指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:日本トレクス(株)

住所:愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地

2. 指名停止措置期間 自 令和7年11月28日 2ヶ月

至 令和8年1月27日

3. 事実概要

日本トレクス(株)は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定トレーラの販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建 設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第5号〉

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止 法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる 場合を除く。)。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 山岸 宏司 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564